

丹波少年自然の家事務組合の解散及び同事務組合理約の変更に関する協議
についての議案に関する意見決定の件

丹波少年自然の家事務組合の解散及び同事務組合理約の変更に関する協議についての議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見を、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項に基づき、令和 5 年 8 月 9 日に教育長の臨時代理により別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 5 年 9 月 14 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

別紙 1

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議についての議案に関する意見

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議についての議案については、異議ありません。

令和5年8月9日

西宮市教育委員会

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議についての議案
に関する意見

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議についての議案について
は、異議ありません。

令和5年8月9日

西宮市教育委員会

以下、参考資料

令和5年8月9日
(2023年)

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎 様

西宮市長 石井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議についての議案を作成するに当たり、西宮市教育委員会の意見を聴取します。

令和5年8月9日

(2023年)

西宮市教育委員会

教育長 重松 司郎 様

西宮市長 石井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議に関する意見聴
取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
29条の規定に基づき、丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議に
ついての議案を作成するに当たり、西宮市教育委員会の意見を聴取します。

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

（参考1）

○提案理由

一部事務組合を解散することについて、構成団体と協議するため。

（参考2）

○地方自治法

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合同規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により丹波少年自然の家事務組合同規約（昭和54年丹波少年自然の家事務組合同規約第1号）を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月 日提出

西宮市長 石井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合同規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合同規約（昭和54年丹波少年自然の家事務組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

第14条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第15条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

（参考1）

○提案理由

一部事務組合の規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するため。

（参考2）

○地方自治法

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加

入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。